公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９６号
神戸市中央区下山手通７丁目15番５－1105号
債務者　平良　美香
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市賀露町南１丁目８番40号
債務者　内田　明良
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３００号
福岡県福津市中央１丁目16番６－604号
債務者　永田　貴久
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９号
宮城県岩沼市里の杜３丁目２番９号
債務者　樋口　理佳
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
山梨県南アルプス市六科1331、住民票上の住所山梨県甲府市国母４丁目22番３号　ハイツ深沢201号室
債務者　清水　俊彦
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
広島市南区南大河町２番27－102号　ハイツ河本、住民票上の住所広島県山県郡安芸太田町大字戸河内665番地
債務者　丸山　一平
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
広島市安芸区中野３丁目26番28号
債務者　大室　猛
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　俊哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
北海道網走市南３条東２丁目４番地の４
債務者　本間　道子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
横浜市西区西戸部町２丁目200番地７　Ｆステージ西戸部105号
債務者　松尾真由美（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３５号
横浜市旭区南本宿町61番地７　グレースハイツⅠ　105号室
債務者　桑原　治
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
徳島県小松島市赤石町11番５号
債務者　富永　和子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　千夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
静岡県三島市若松町4633番地の１　サンクレスト加茂Ｆ－102
債務者　玉守　正
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
三重県鈴鹿市野町東２丁目１番24号
債務者　原口　祥廣
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　一恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８６号
兵庫県姫路市東延末３丁目３番地１　グランドヴュー島本1401号室
債務者　シューズショップナカツカこと　中塚正明
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８９号
兵庫県高砂市曽根町922番地の４
債務者　中村　文昭
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部